

佐渡市地域クラブ活動 推進計画 (佐渡プラン)



佐渡市教育委員会



佐渡を世界遺産に



佐渡ジオパーク



SDGs未来都市
佐渡市

目 次

第1章 はじめに

- 1 部活動地域移行の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 推進計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 部活動地域移行の現状と課題

- 1 本市における学校部活動の実態・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 部活動地域移行に関するアンケート結果・・・・・・・・ 6
- 3 部活動地域移行の課題と必要性・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 佐渡市地域クラブ活動についての基本目標

- 1 佐渡市地域クラブ活動の目標・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 目指す生徒の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 推進に向けた基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 推進に向けた重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 地域クラブ活動への移行により期待する効果・・・・ 12

第4章 佐渡市地域クラブ活動を推進するための施策

- 1 佐渡市地域クラブ活動推進協議会の設置・・・・・・・・ 12
- 2 佐渡市地域クラブ活動推進プラン（佐渡プラン）・・・・ 13

第5章 年次計画

- 1 計画に基づき取り組むべき事項・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 令和8年度までを見据えたロードマップ・・・・・・・・ 17
- 3 本推進計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

<参考資料>

- *佐渡市地域クラブ活動実施位置図・・・・・・・・・・・・ 20
- *令和5年度休日の地域クラブ活動推進プラン（佐渡プラン）募集案内・ 22
- *佐渡市地域クラブ活動 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- *佐渡市地域クラブ活動推進協議会要綱・・・・・・・・・・・・ 28
- *佐渡市地域クラブ活動推進協議会委員名簿・・・・・・・・ 30

<参考情報>

- 各種ガイドライン・手引きや参考にすべき情報等の URL・・・・・・・・ 31

第1章 はじめに

1 部活動地域移行の考え方

令和2年9月1日付の文部科学省事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、部活動が大変意義の深い活動であることや、教師の長時間勤務の要因となったり、指導経験のない教師にとって多大な負担となったりしていることにより、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合がある等の課題があるなど、今後の持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要であるとしています。

改革の方向性としては、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する一方で、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築し、生徒の活動機会を確保するために、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備する必要があり、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行していくことや、合理的で効果的なスポーツ・文化活動を推進することとしています。

また、令和4年12月には、文部科学省から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」とする。）が策定・公表され、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示されました。そこでは、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものとしています。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても承継・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要であるとしています。その上で、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、各都道府県及び市区町村においては、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとされています。

新潟県教育委員会では、これらの考え方を踏まえ、令和5年3月に「新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）の方針」を発表し、国が「改革推進期間」とした令和5年度から令和7年度までの3年間に、休日の部活動の段階的な地域移行が完了するように取組を進めること、市町村は各種ガイドライン等を参考に「市町村の推進計画」を策定し、公表することが望ましいとした上で、地域移行完了後は、原則休日の部活動は行わないこととする方針とし

ています。

また、新潟県教育委員会では「地域スポーツクラブ活動制度設計の手引き」及び「地域文化クラブ活動設計の手引き」（以下、「県の手引き」とする。）を作成し、地域移行後の部活動に代わる新しいスポーツ・文化環境として、既存の民間クラブチーム（アルビレックス、JSS など）、地域クラブチーム（スポ少、市町村競技団体主催の練習会など）等に加え、教育委員会がその運営方法等の決定に携わり、学校以外の運営主体が運営する「地域スポーツクラブ活動（教委関与）」及び「地域文化クラブ活動（教委関与）」を取り上げ、新たなスポーツ・文化活動として整備を進めることが必要であるとしています。生徒はそれぞれの地域で提供される活動の中から、自身のニーズに応じた活動が選択できるとともに、参加しないという選択肢もあります。

なお、運動部活動、文化部活動の地域移行の方針と目的をそれぞれ次のように設定しています。

地域スポーツクラブ活動（教委関与）の目的

運動部活動の地域移行の方針

「生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、
教員の働き方改革の推進の両立」

- ・ 地域移行後の活動の参加率 $\geq$ 現在の運動部活動加入率（68%）
- ・ 指導を希望しない教員が指導しなくてよく、一方で指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境づくり



教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツ活動の目的

「運動したい生徒すべてが参加可能な、
競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」

- ・ 運動したい生徒すべてが活動できる場の提供（敷居を下げた活動）
- ・ アウトドア活動やシーズンスポーツ、種目を限定しない活動、世代間交流を行う活動、運動部活動を行っていない生徒の掘り起こしなども可能



競技団体等が主催する活動の目的
「競技力向上（強化）・競技人口拡大（普及）」

* 令和5年2月「地域スポーツクラブ制度設計の手引き」（新潟県教育委員会）より一部修正

- 運動部活動を地域に移行させる際の方針を「生徒の多様なニーズに応えた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立」とし、その目標として、地域移行後の活動の参加率が運動部活動加入率を下回らないようにする。

- 「地域スポーツクラブ活動」の目的を「運動したい生徒すべてが参加可能な、競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」とした。
- 現在、部活動で取り組んでいる競技等に限らず、平日に運動部に所属していない生徒が週末は軽く汗を流してみたいと思えるような活動、アウトドアスポーツ、シーズン制のような複数の競技種目を経験できる活動、世代間交流に取り組むような活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など についても提供できるよう検討することが必要である。

地域文化クラブ活動（教委関与）の目的

文化活動の地域移行の方針

「生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、
教員の働き方改革の推進の両立」

- ・ 地域移行後も生徒が文化芸術活動に親しむことができる環境づくり
- ・ 指導を希望しない教員が指導しなくてよく、一方で指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境づくり



教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域文化芸術活動の目的

「文化芸術活動を楽しみたい生徒すべてが参加可能な、
技術向上のみを目的としない文化芸術活動の機会の確保」

- ・ 文化活動を楽しみたい生徒すべてが活動できる場の提供（敷居を下げた活動）
- ・ 種目を限定しない活動、世代間交流を行う活動、文化活動を行っていない生徒の掘り起こしなども可能



文化芸術団体等が主催する活動の目的
「技術向上（強化）・文化芸術活動に親しむ人口拡大（普及）」

* 令和5年3月「地域文化クラブ制度設計の手引き」（新潟県教育委員会）より一部修正

- 文化活動を地域に移行させる際の方針を「生徒のニーズに応えた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立」とし、地域移行後も生徒が文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを第一に挙げた。
- 「地域文化芸術活動」の目的を「文化芸術活動をしたい生徒すべてが参加可能な、技術力向上のみを目的としない機会の確保」とした。
- 現在、部活動で取り組んでいる競技・種目等に限らず、平日に文化部に所属していない生徒が週末は文化芸術活動をしてみたいと思えるような活動、シーズン制のような複数の種目を経験できる活動、世代間交流に取り組むような活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動などについても提供できるよう検討することが必要である。

佐渡市教育委員会では、このような考え方に基づき、教育委員会が運営方法等の決定に携わる「佐渡市地域クラブ活動」を新たに整備し、生徒が楽しみながらスポーツ・文化活動に触れるための豊かな活動機会の充実に着手していきます。さらに、佐渡市の現状や課題を踏まえた検討を行うとともに、生徒、学校、保護者、各スポーツ・文化芸術団体等の意見を取り入れながら推進していきます。

2 推進計画策定の趣旨

本推進計画の策定により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域のスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組むことを目的としています。

この計画は国の「ガイドライン」や「県の手引き」等との整合性を図るとともに、社会情勢の変化を考慮して、今後の佐渡市における部活動地域移行の基本的な考え方や具体的な取組内容、計画等を示すものであり、学校、スポーツ・文化芸術団体と連携を図りながら佐渡市の特色を生かした地域クラブ活動を効果的に推進するための指針とするものです。

令和5年度から段階的にできるところからスタートし、改革推進期間後の令和8年度を見据えた計画を示しています。

第2章 部活動地域移行に係る現状と課題

1 本市における部活動の実態

佐渡市は、市立の中学校が13校、生徒数1,044名、県立の佐渡中等教育学校が1校、前期生が104名、佐渡特別支援学校が1校となっています。（令和5年4月時点）現在、実施している部活動については、図1のとおりスポーツ活動6種目（バスケットボール、バドミントン、ソフトテニス、野球、卓球、バレーボール）、文化活動3種目（吹奏楽、リコーダー、文化部）となっており、種目が少ない学校もありますが、どの学校も部活動加入率は高い状況となっています。

現在、佐渡市では、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、取り組める部活動の選択肢が限られるといった現状があり、年々部活動を取り巻く環境は厳しくなっていくことが予想されます。このままでは、目的に掲げた「運動したい生徒すべてが活動できる」「文化活動を楽しみたい生徒すべてが活動できる」環境は望むことができない状況にあります。

部活動を地域へと移行するにあたり、学校と地域が協力し合い、生徒が望むスポーツ・文化活動の環境をいかにして構築していくかが重要となります。

図 1 令和 4 年佐渡市部活動の取組について

学校名	部活動加入者数	加入率
両 津 中	バスケット 35 名、バレー21 名、野球 14 名、卓球 38 名、ソフトテニス 22 名、音楽（リコーダー等） 9 名	98.6%
内海府中	卓球 4 名	100%
前 浜 中	バドミントン 4 名	100%
相 川 中	バスケット 21 名、バレー19 名、野球 8 名、卓球 26 名	88.1%
高 千 中	卓球 9 名、バドミントン 6 名	100%
佐和田中	バスケット 32 名、バレー16 名、野球 19 名、バドミントン 12 名、ソフトテニス 54 名、吹奏楽 39 名、文化部 7 名	84.8%
金 井 中	バスケット 12 名、バレー30 名、野球 18 名、バドミントン 31 名、ソフトテニス 24 名、吹奏楽 21 名、文化部 7 名	87.7%
新 穂 中	バスケット 12 名、バレー13 名、野球 19 名、ソフトテニス 20 名	80.0%
畑 野 中	バスケット 14 名、バレー14 名、野球 14 名、バドミントン 16 名、文化部 4 名	68.9%
松ヶ崎中	卓球 11 名	100%
真 野 中	バスケット 17 名、バレー13 名、野球 9 名、ソフトテニス 25 名、卓球 18 名、リコーダー 6 名、文化部 3 名	85.8%
南佐渡中	バスケット 16 名、バドミントン 33 名、ソフトテニス 37 名、野球 17 名、吹奏楽 20 名、リコーダー12 名、文化部 2 名	129.2% (重複加入)
赤 泊 中	野球 10 名、卓球 14 名、ソフトテニス 7 名	88.6%
佐渡中等	バスケット 14 名、バレー18 名、卓球 15 名、吹奏楽 14 名、文化部（科学 7 名、芸術 13 名）	77.9%
佐渡特支	部活動無し	

2 部活動地域移行に関するアンケート結果

佐渡市では、令和4年度に「佐渡市部活動改革検討懇談会」を複数回開催し、休日の部活動の地域移行に向けた検討を重ねてきました。その検討の参考とするために、佐渡市教育委員会では、小学校5年生から中学校2年生までの児童生徒と保護者に対して、アンケート調査を実施しました。アンケート結果からは、生徒に聞いた「地域移行したら休日にどんな取組を希望するか」という問では、「休日は休みたい」と回答した生徒が半数以上の53%であり、休日に部活動がなくなった場合、生徒のスポーツ・文化離れが危惧される結果となりました。そのため、生徒が少しでも休日に活動してみたいと思えるような魅力的な活動を整備することが必要であると考えられます。その際、小学生5、6年生に聞いた「入りたいと思っている部活動」の問で、「その他」の回答の中には、百人一首やダンスといった現在の部活動にはない活動もあげられており、このようなニーズを積極的に取り入れていくことも重要な視点と考えています。

また、先述した「休日は休みたい」の次に回答が多かったのは「平日部活動と同じ生徒を中心に、同じ種目や文化活動を自分の学校で行う」であり、21%でした。このため、平日の普段の部活動を行う環境と大きく変わらないような活動形態も検討する必要があると考えられます。

なお、保護者に聞いた「部活動の地域移行の取組」については、およそ8割の保護者が「理解できる」と回答しており、部活動の地域移行の必要性を概ね理解していると考えられます。

具体的なアンケート結果については、以下の通りです。

(1) 調査対象者

- ・市内全小学校5、6年生・全中学校1、2年生（中等教育学校1.2年生を含む）、
- ・上記対象学年の保護者

(2) 調査実施期間

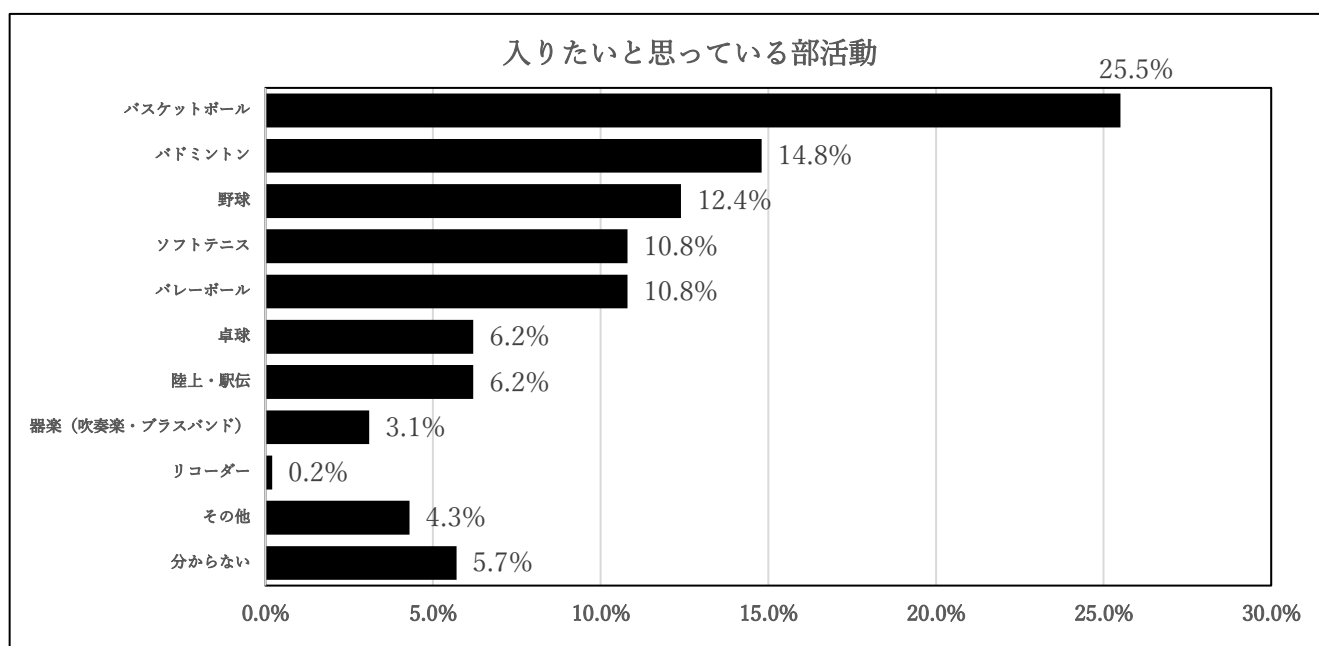
令和4年8月26日～9月9日

(3) 配布数 3000人

(4) 回収結果 回収率（小中学生） 94%

- ・回収数 小学校5・6年生 719人（対象762人）
中学校1・2年生 691人（対象738人）
保護者 505人（対象1500人 ※但し、兄弟姉妹で重複する場合は1回のみ回答）

【小学生】 あなたが入りたいと思っている部活動を選んでください。（１つのみ選択）

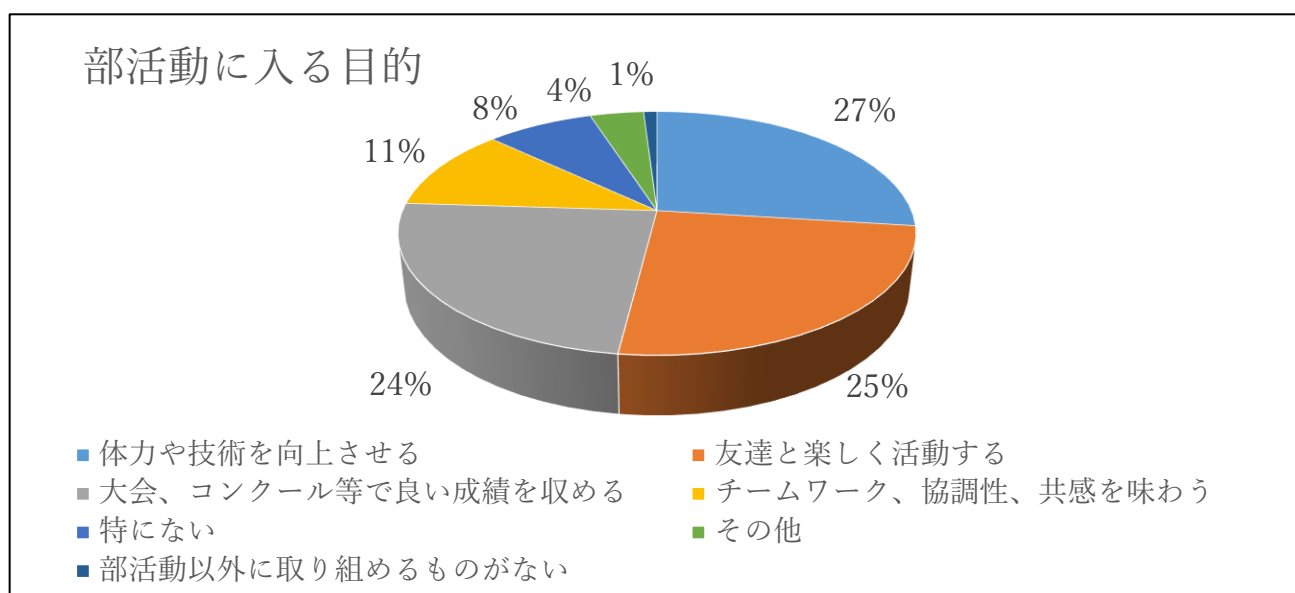


* バスケットボールを希望する児童が一番多く、25.5%となっている。

次いで、バドミントン、野球、の順に希望者が多い。

* 小学生のその他で多かった種目は次のとおり（ドッジボール6人、ダンス3人、水泳2人、科学2人、百人一首2人、釣り2人、ピアノ2人、スケート2人、プログラミング2人、歴史2人）

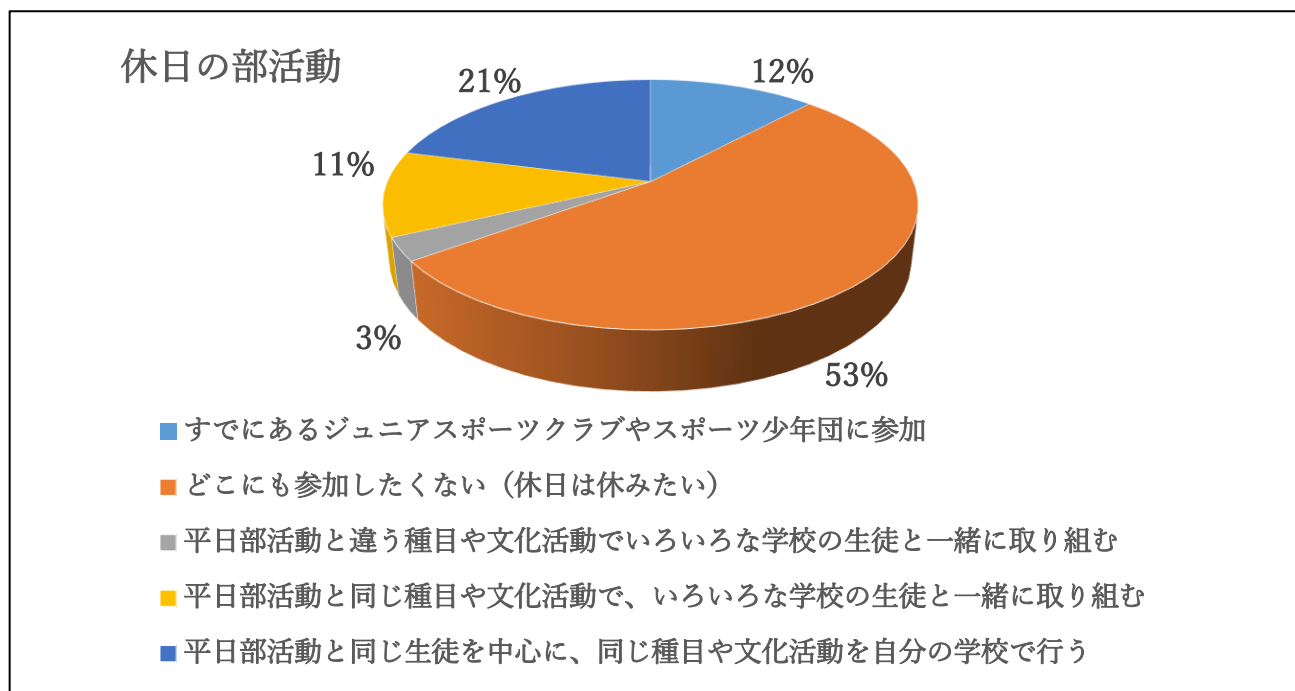
【中学生】 あなたが部活動に入っている目的を教えてください。（１つのみ選択）



* 「体力や技術を向上させる」27%、「友達と楽しく活動する」25%、「大会、コンクール等で良い成績を収める」24%と多くなっている。

【中学生】休日に部活動がなくなった場合、休日にどのような取組を希望しますか。

(1つのみ選択)

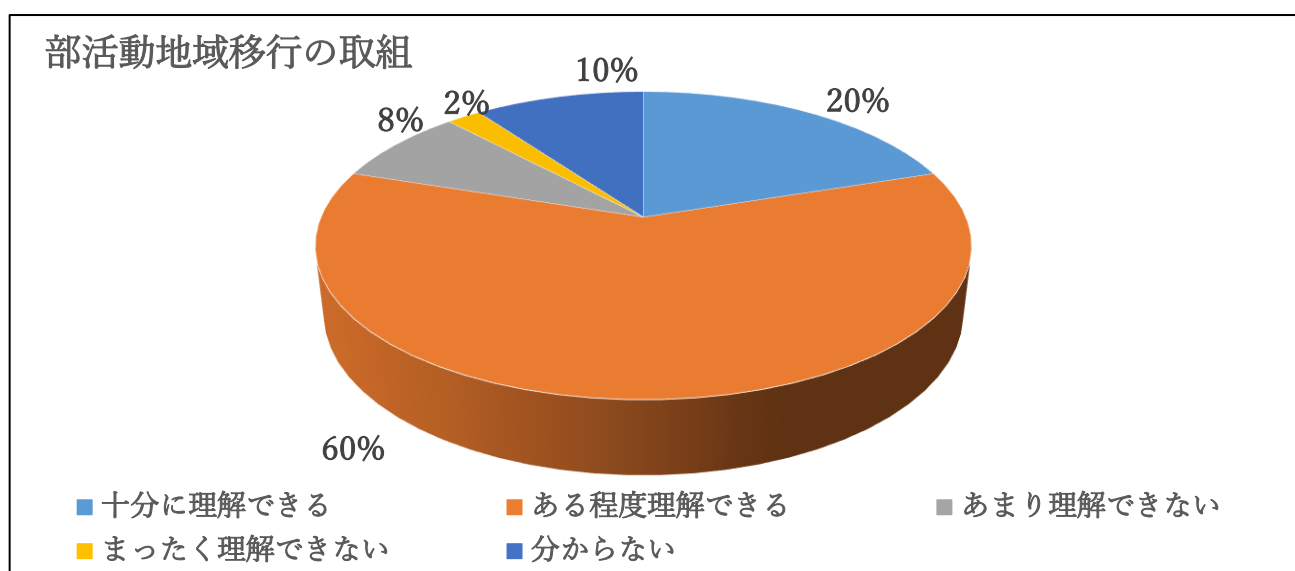


* 「休日は休みたい」と回答する生徒が一番多く、半数以上の53%となっている。

次いで、「平日部活動と同じ生徒を中心に、同じ種目や文化活動を自分の学校で行う」が21%となっている。

【保護者】国や、新潟県の進める部活動の地域移行の取組についてどのようにお考えですか。

(1つのみ選択)



* およそ8割の保護者が「十分に理解できる」「ある程度理解できる」と回答している。

* 「あまり理解できない」「まったく理解できない」はおよそ1割の回答である。

* その他の記述では、「必要経費の問題」「指導者の資質の問題」「生徒の送迎の問題」等が多く記載された。

3 部活動地域移行の課題と必要性

アンケート結果や「佐渡市部活動改革検討懇談会」での議論等から、佐渡市における部活動の地域移行を進める際の主な課題としては、以下のようなことがあげられます。

- (1) 各スポーツや文化活動の指導者が少なく、指導者育成を進める必要がある。
- (2) 生徒へのアンケート結果からスポーツ・文化活動離れが進むことが懸念される。
- (3) 公共交通機関が十分でなく、遠隔地の生徒も参加することができるよう会場の配置等を検討する。
- (4) 指導者への謝金に対する受益者負担など保護者に対する支援が必要となる。
- (5) 生徒の希望に応えるため、多様なスポーツ・文化活動を準備する必要がある。
- (6) 新たな必要経費の検討と予算の確保が必要となる。

その上で、佐渡市全体として学校規模によって生徒のやりたい種目を設置できない学校が多くあること、今後さらなる生徒数の減少が進み、生徒のニーズにあった種目の部活動を学校で行うことはますます難しい状況であること、部活動を担当している教員の中には全く未経験の種目を担当せざるをえないという状況や教員の長時間労働の問題も明らかとなっていることなどから、休日の部活動の地域移行を進め、部活動を持続可能な形に変革していく必要があります。地域移行により、生徒が、専門的な指導者、地域の方々、他校の生徒など、多くの人たちと触れ合い、協働できる活動や現在の部活動の種目以外の様々な活動を体験する機会を確保していくことが重要です。その際、休日の部活動がなくなった際のスポーツ・文化活動離れへの懸念を払しょくするためにも、技術や技能の向上を目指すだけでなく、楽しく活動できる場として地域クラブ活動を整備する必要があります。



第3章 佐渡市地域クラブ活動についての基本目標

1 佐渡市地域クラブ活動の目標

佐渡市では、佐渡市地域クラブ活動の目標を次のように設定しました。

**スポーツや文化活動を楽しみ、生きる力を育み、
自己実現を図る。**

*「生きる力」…知・徳・体のバランスのとれた力のこと（「知」は確かな学力。「徳」は豊かな人間性。「体」は健康・体力）であり、子どもたちが自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な力。

勝利を目指すスポーツや技術の向上をねらいとする文化活動のみならず、楽しく取り組むことができる活動を用意することで、生徒にとって成就感が得られる活動となるよう準備していきます。

また、指導者、友達、異年齢の人との交流・協働により、人間関係調整力やコミュニケーション能力等の向上を図ることで社会性を養います。

さらに、一人一人の生徒が望む活動を自己選択できる環境整備に取り組み、達成感が得られる活動を用意することで、自分の良さや可能性を再認識できる地域クラブ活動を目指します。

2 目指す生徒の姿

佐渡市地域クラブ活動の実施により、育成を目指す生徒の具体的な姿を次のように設定します。

- 体を動かすことや文化に触れることに喜びを感じ、生涯を通じてスポーツや文化活動を楽しむ。
- スポーツや文化活動に携わる指導者や友達、異年齢の人と関わる活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 取り組むスポーツや文化活動に目標を設定し、継続して取り組むことができる強い心を育み、技術・技能の向上を図る。
- 競技スポーツや発表会の体験を通して、成功体験や失敗体験を積み、人格の成長を目指す。

3 推進に向けた基本目標

佐渡市地域クラブ活動の目標や目指す生徒の姿を実現するためには、様々な課題を解決していく必要があります。令和5年度のスタート時点では、残された課題や検討事項も多くありますが、解決すべき目標ととらえ、一步ずつ着実に推進していく必要があります。

そこで、3年間の改革推進期間を経た令和8年度までを見据え、長期的な視野に立ち、地域クラブ活動を整備する側として目指すべき基本目標を次の通り設定しました。

○ニーズに合った活動と出会える環境づくり

少子化が急速に進み、学校では極わずかな種目の部活動しか設定できない現状となっています。部活動についての生徒の要望を把握し、生徒のニーズに合ったスポーツや文化活動を選べる環境づくりに努めます。

○個に応じた参加形態の工夫

そのスポーツや文化活動に精通した指導者の配置に努めます。専門的な指導を受けることにより、技量を高めることで自己肯定感を高めたり、活動を親しむことを目的とした活動に満足感を得たり、個の要望に応じた参加形態を選べるようにします。

○持続可能な活動整備体制の構築

専門的な指導を受けた生徒は、将来、そのスポーツや文化活動の指導者として受け継ぐことが期待できます。今後の指導者を育成することにより、持続可能な地域クラブ活動の活動整備体制を構築していきます。

4 推進に向けた重点

前述した基本目標を踏まえ、より重点的に取り組むべき内容を次のように設定しました。

○島独自のスポーツ・文化活動を含め、生徒が希望する多様な活動を実施する。

○活動したいと思う生徒が参加できる対応を検討する。

○アンケート等を活用し、よりよい活動となるよう随時見直しを図る。

○島内指導者の確保とともに育成を図る。

○島外から指導者を招聘し、専門的な指導を受ける機会を確保する。

5 佐渡市地域クラブ活動の推進により期待する効果

佐渡市地域クラブ活動を推進することにより、次のような効果を期待します。

- 学校部活動にはない、多様なスポーツ・文化活動が選択できる。
- 特定の種目の継続だけでなく、複数のスポーツ・文化活動を体験できる。
- 新しい種目へのチャレンジ、新たな才能の発掘につながる。
- 教員の働き方改革につながる。

第4章 佐渡市地域クラブ活動を推進するための施策

1 佐渡市地域クラブ活動推進協議会の設置

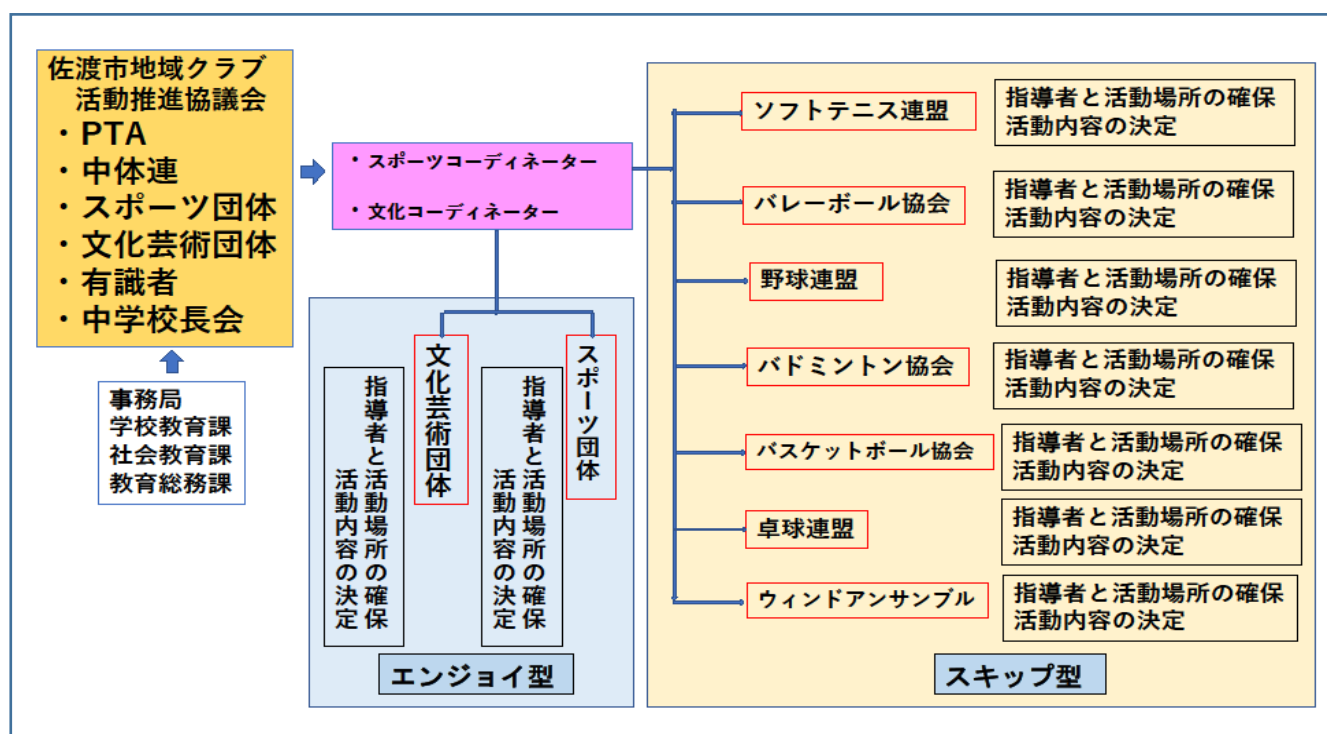
中学校の生徒にとって望ましい地域クラブ活動の環境の構築を図り、中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に取り組むため、様々な立場の方々を構成員とした佐渡市地域クラブ活動推進協議会を設置し、推進のために必要な検討を重ねていきます。

具体的には、部活動の地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告することとしています。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動(地域が運営主体となって実施されるスポーツ・文化活動をいう。)の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

また、構成員としては、保護者の立場からPTAの代表、中学校の立場から中学校長会長、中体連会長、スポーツ・文化推進の立場からスポーツ・文化芸術団体、地域の立場から有識者をそれぞれ選出しています。図2のように、佐渡市地域クラブ活動推進協議会で協議した方向性を基に、コーディネーターと各種連盟や協会、団体の代表者とが、活動場所の確保や活動内容について綿密に打ち合わせることによって、地域クラブ活動がスムーズに運営できるようにすることを目指しています。

図2 佐渡市地域クラブ推進協議会の取組



2 佐渡市地域クラブ活動推進プラン（佐渡プラン）

佐渡市が新たに整備する地域クラブ活動を「佐渡市地域クラブ活動（佐渡プラン）」として、以下のとおりとしました。

（1）実施日及び対象者

佐渡市地域クラブ活動の実施日を決定するにあたり、市内各中学校と中等教育学校の年間行事予定から、学校行事が行われない日時を調査しました。その結果、令和5年9月以降、第3日曜日とその前日の土曜日における学校部活動は原則行わないことで統一し、令和5年度は原則として第3日曜日に実施することとしています（一部種目によっては前日の土曜日に実施）。

そして、対象者は、主に佐渡市内在住の中学1～3年とし、種目によっては小学校高学年等の参加を可能にして異年齢の活動を推進します。また、他地域との交流も図ります。

（2）運営方法等

運営団体については当面の間は教育委員会が担うこととし、実施主体となるスポーツ団体や文化団体と連携しながら実施していきます。地域移行の趣旨を踏まえ、将来的には運営団体

も地域団体等に移行していくことを検討していきます。

また、いわゆるジュニアスポーツクラブ等の民間等による地域クラブ活動については、現在の活動を継続して実施することとし、中学生を主体とした新たなクラブの立ち上げや活動の活性化にも期待するところです。

令和5年度は、コーディネーターをスポーツ担当と文化担当の2名を配置し、実施主体との連携を密にし、各実施団体や参加者との連絡調整、会場の予約から情報提供、必要経費等の事務手続き等を専門に行うこととします。

(3)実施内容

佐渡市地域クラブ活動の実施内容としては、指導者を学校等に派遣し、現在の部活動と同様の種目ができ、個々のスキルアップを図るスキップ型、いろいろな活動を選択し楽しく体験できるエンジョイ型の2つを考えています。

○スキップ型 … 現在各中学校で部活動として実施している種目を7種目用意し、通年で活動します。それぞれの種目のスキルアップや経験を更に深められるような活動。

○エンジョイ型 … スポーツや文化活動を楽しむために多くの種目を用意し、月ごとに種目を選択して活動します。部活にはない種目を体験できるので、その種目ならではの魅力が感じられるような活動。

また、生徒の参加状況や活動実態等から、エンジョイ型やスキップ型の各種目や内容の見直し、改善を図るとともに、エンジョイ型からスキップ型への移行、更には民間の地域クラブへの参加や設立へと発展していけるよう検討していきます。

(4)参加者の負担

活動にかかる負担は、原則として受益者負担となるため、送迎等についても受益者が負担するものとします。会費については、国・県の補助の状況や活動内容、持続可能性等を加味し、年度ごとに決定するものとします。なお、要保護・準要保護家庭については会費を免除することとします。

これら概要やイメージをまとめたものが、次に示した図3になります。

目的

- 生徒が将来にわたってスポーツ・文化に親しむための多様な体験機会の確保
- 持続可能な地域クラブ活動の整備体制の構築
- 学校の働き方改革を踏まえた教員の負担軽減

目指す子どもの姿

- 目標：スポーツや文化活動を楽しみ、生きる力を育み、自己実現を図る
- 目指す子ども像
- 体を動かすことや文化に触れることに喜びを感じ、生涯を通じてスポーツや文化活動を楽しむ生徒を育てる。
 - スポーツや文化活動に携わる指導者や異年齢の人と関わる活動を通して、好ましい人間関係を築く。
 - 取り組むスポーツや文化活動に目標を設定し、継続して取り組むことができる強い心を育み、技術・技能の向上を図る。
 - 競技スポーツや発表会の体験を通して、成功体験や失敗体験を積み、人格の成長を目指す。

休日の学校部活動

地域クラブ活動へ移行（部活動の教育的意義の継承・発展）

令和5年9月以降、第3日曜日とその前日の土曜日における学校部活動は原則行わない日とし、生徒のニーズに応じた多様な活動の場として「地域クラブ活動」を整備。

国

地域クラブ活動(令和5年度は9月以降の原則第3日曜日に開催) 年会費1,000円

県

種目

R6年度 R7年度

図3 佐渡プラン（概要）

佐渡市教育委員会										佐渡市教育委員会									
推進協議会										推進協議会									
運動部会										運動部会									
運動クラブ										運動クラブ									
運営団体										運営団体									
実施										実施									
文化クラブ										文化クラブ									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									
実施										実施									
文化財団										文化財団									

第5章 年次計画

1 計画に基づき取り組むべき事項

令和8年度の休日の部活動の完全移行を見据えて、令和5年度からの3年間でどのような取組を進めていくかについて、次のように計画しました。

項 目	内 容
(1)運営団体	地域移行の趣旨を踏まえ、地域団体等による運営に移行していきます。
(2)実施主体	市内のスポーツ・文化芸術団体が中心となり、実施主体として活動を実施していきます。今後は、既存の民間等の地域クラブとの連携を強化し、持続可能な実施体制を整備していきます。
(3)指導者確保	各団体への指導者依頼と希望する教職員の兼職兼業を募集し、指導者の確保に努めます。
(4)指導者育成	島外からその種目の専門的な指導者を招聘し、技術面を含め、適切な指導方法を学ぶ機会を設けます。指導者としての資質・能力の向上を図る講習会を実施します。
(5)指導者資格	指導者マスター制度(仮)を導入し、指導者として必要な資質・能力を身に付けることを奨励します。 *3年間継続して教育委員会が主催する研修会やその他有益な講習等の受講者には、市教育委員会が「指導者マスター」として認定します。
(6)会 場	市の施設の減免を図るとともにコーディネーターが中心となって随時、会場や参加者にとって近い会場を設定したり、種目ごとに会場が重複しないように調整したりします。
(7)会 費	多くの生徒に参加できるように年会費は廉価に設定します。また、要保護・準要保護家庭への支援を考えます。
(8)アンケート調査	現状や課題を把握し、改善につなげるためのアンケート調査を実施します。
(9)検 討 会	佐渡市地域クラブ活動推進協議会において、評価・改善を繰り返し実施します。
(10)予 算	必要経費を算出し、次年度の予算化を進めます。併せて国や県の補助金等を有効に活用すべく、申請手続きを行っていきます。

2 令和8年度までを見据えたロードマップ

部活動の段階的な地域移行を図っていくため、令和5年度は、9月以降の第3日曜日とその前日の土曜日における学校部活動は原則行わない代わりに、スポーツ・文化活動に親しむ機会として佐渡市地域クラブ活動を整備します。令和6年度には月2回、令和7年度には月3回と段階的に増やしていき、令和8年度には全ての休日で部活動は行わずに、月に4回の佐渡市地域クラブ活動を整備することを目指します。

年 度	取組内容
令和4年度	○佐渡市部活動改革検討懇談会 ○アンケート調査 ○受け入れ団体決定
令和5年度	○月1回を目途に佐渡市地域クラブ活動 ○実施可能な活動からスタート ○指導者研修会スタート ○佐渡市地域クラブ活動推進協議会 ○アンケート調査
令和6年度	○月2回を目途に佐渡市地域クラブ活動 ○アンケート調査 ○佐渡市地域クラブ活動推進協議会
令和7年度	○月3回を目途に佐渡市地域クラブ活動 ○アンケート調査 ○佐渡市地域クラブ活動推進協議会
令和8年度	○月4回の佐渡市地域クラブ活動 ○指導者マスター制度導入 ○佐渡市地域クラブ活動推進協議会 ○原則休日全て部活動は行わない

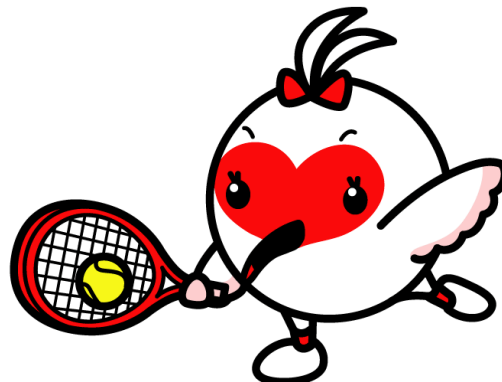
各年度において取り組むべき内容を整理して示したものが次の年次計画予定表です。

年次計画予定表

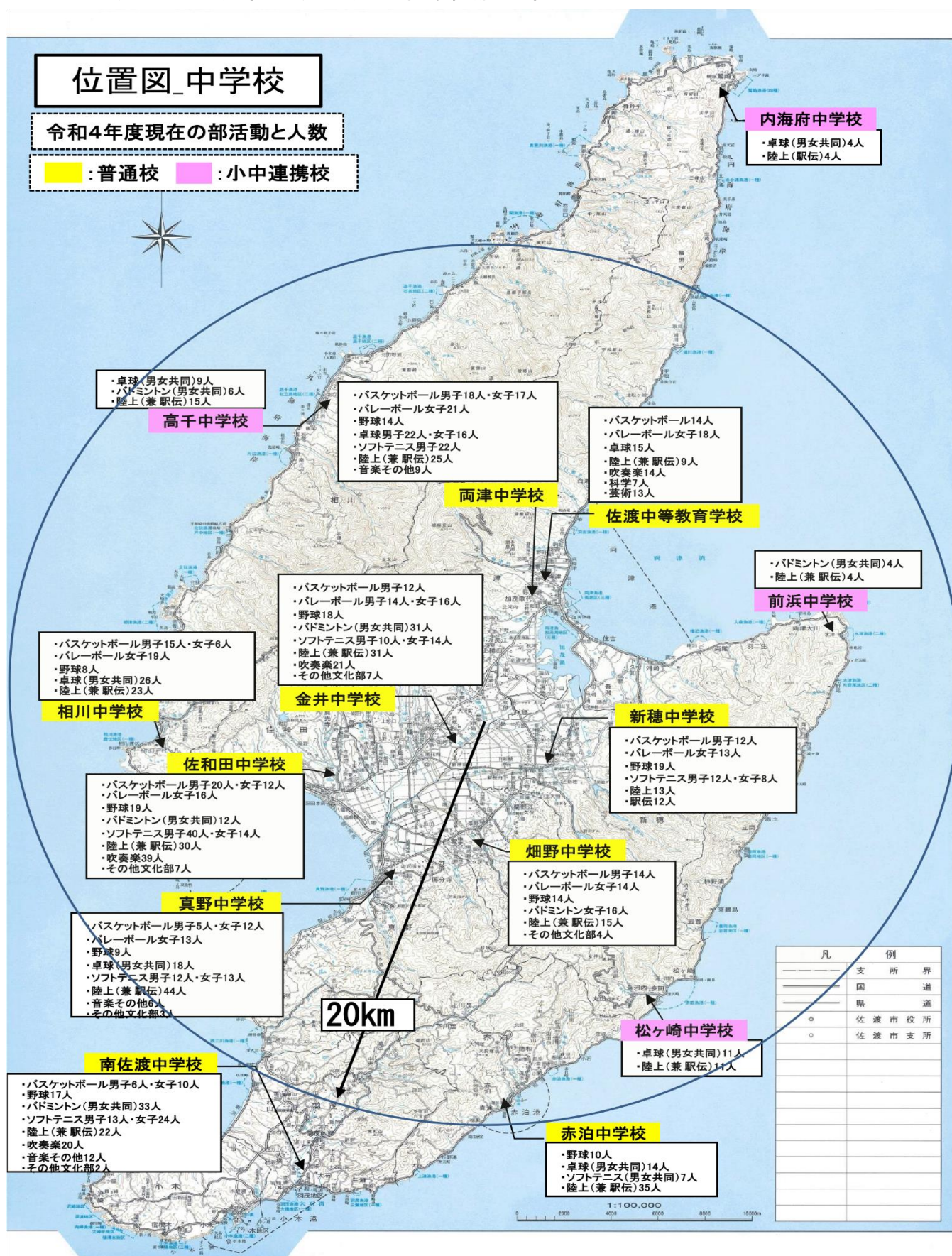
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 運営団体	教育委員会	地域団体（教委関与）		
	達成目標	地域団体への移行		
2 実施主体	佐渡市地域クラブ （スポーツ団体・文化団体）	佐渡市地域クラブ 既存の地域クラブ		地域クラブ（市教委関与）
	達成目標	既存の地域クラブとの関係		
3 指導者確保	7 月 教職員の兼職兼業意向調査	4 月 教職員兼職兼業意向調査		
	受け入れ団体の指導者を依頼			
	達成目標	既存の地域クラブや団体の指導者を依頼		
4 指導者育成	指導技術講習会			
	達成目標	指導技術向上のための講習会を実施し、指導者を育成		
5 指導者資格	年 1 回研修会実施			指導者マスター制度
	達成目標	現在の指導者の 8 割程度が「指導者マスター」の認定		
6 会 場	受け入れ団体と使用会場を協議			
	達成目標	学校と社会教育施設等を活用		
7 会費	廉価な年会費の設定			
	達成目標	廉価な年会費と要保護・準要保護家庭への負担補助（継続）		
8 アンケート調査	12 月 現状と課題を把握し、改善のためのアンケート調査	9 月 現状と課題を把握し、改善のためのアンケート調査		
	達成目標	令和 8 年度 休日完全移行に向けて課題把握と改善		
9 検討会	課題と成果の検討			
	達成目標	佐渡市地域クラブ活動推進協議会の開催（継続）		
10 予 算		10 月 新年度予算要求 国・県補助金等の申請		
	達成目標	必要予算の整備（継続）		

3 本推進計画の見直し

佐渡市教育委員会は、よりよい取組としていくために随時改善を図っていきます。そのため、令和5年度以降、本推進計画の見直しを行い、必要に応じて、各内容について整理・改善していきます。また、各施策の取組状況や課題等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂を行っていくこととします。



<参考資料> 佐渡市地域クラブ活動実施位置図

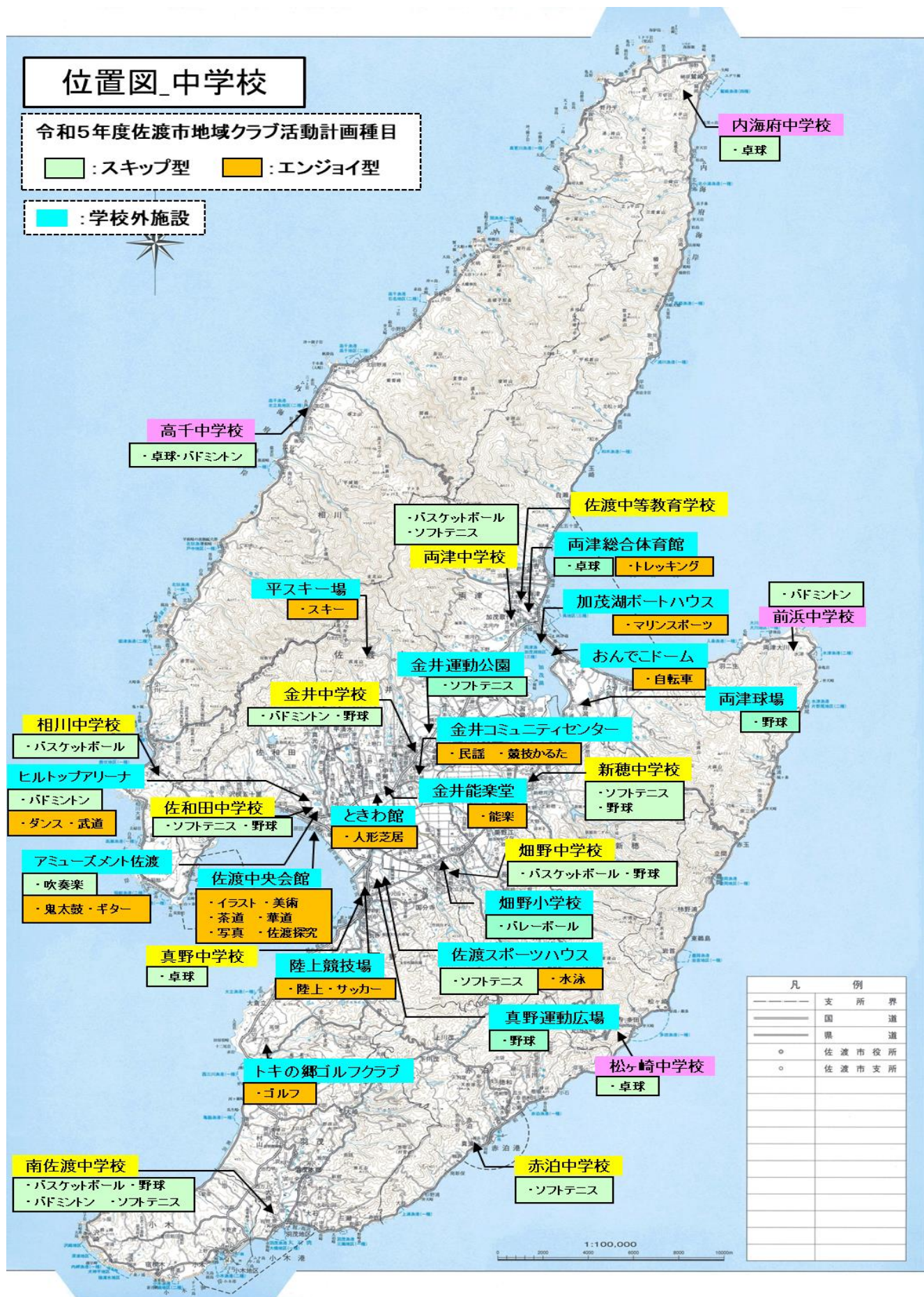


位置図_中学校

令和5年度佐渡市地域クラブ活動計画種目

 : スキップ型  : エンジョイ型

■ : 学校外施設

[illegible]

令和5年度 佐渡市地域クラブ活動 募集案内

佐渡市教育委員会

1. 佐渡市地域クラブ活動って何？

学校の部活動では、生徒数が減少し、活動内容が制限されたり廃部になったりして、やりたい部活動ができなくなっています。佐渡市では、中学生のみなさんが、今後もやりたい活動を継続できるように、地域の指導者の方と連携し、活動の場所を作っていこうとしています。それが、佐渡市地域クラブ活動です。

2. 佐渡市地域クラブ活動では中学生のこんな姿を目指します。

- 体を動かすことや文化に触れることに喜びを感じ、スポーツや文化活動を楽しむ姿。
- 指導者や他校の生徒、異年齢の人と関わる活動をとおり、好ましい人間関係を築く姿。
- 目標達成を目指し、継続して取り組むことをとおし、技術・技能の向上を図る姿。
- さまざまな体験活動をとおり、成功体験や失敗体験を積み、人格を成長させる姿。

3. いつから？

令和5年9月から月1回、毎月第3日曜日に3時間以内で活動します。

(指導者や会場の都合により、土曜日に開催する種目もあります。)

令和6年度には月2回、令和7年度には月3回と、実施回数を増やします。

9月以降、第3日曜日とその前日の土曜日における学校部活動は原則行われません。

4. 参加者

佐渡市内在住の中学1年生～3年生

5. 活動内容

活動はスキップ型とエンジョイ型の2つに分かれます。どちらか一方を選択してください

(1) スキップ型

学校の部活動の種目を中心に開設します。個々のスキルアップや経験を積むため、1つの種目を選択し継続して活動します。吹奏楽、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、野球を実施します。

☆スキップ型は、計7日、通年で実施します。

(2) エンジョイ型

スポーツや文化活動を楽しむためにさまざまな活動に触れることができます。イラスト、鬼太鼓、華道、競技かるた、クラシックギター、ゴルフ、茶道、佐渡探究、サッカー、自転車、写真、水泳、スキー、ダンス、トレッキング、人形芝居、能楽、美術、武道、マリンスポーツ、民謡、陸上を実施します。

☆エンジョイ型は、毎月、参加する種目や活動を選択することができます。

(1)スキップ型

① 吹奏楽

会場,活動日等	9/17(日),10/15(日),1/21(日)	アミューズメント佐渡	9:00～12:00
	11/19(日)	真野ふるさと会館	9:00～12:00
	12/17(日),2/18(日),3/17(日)	真野ふるさと会館	13:00～16:00
代表指導者	ウィンドアンサンブル佐渡	本間晴彦	

② ソフトテニス

会場	両津中・佐和田中・金井中・新穂中・佐渡スポーツハウス・南佐渡中・赤泊中			
活動日	9/17(日)	10/15(日)	11/19(日)	12/17(日) 1/21(日)
	2/18(日)	3/17(日)		
時間	いずれの会場も9:00～12:00			
代表指導者	両津中	土屋継彦 中川元気	佐和田中	尾崎龍 水野雅基
	金井中	増家正勝 中村賢	新穂中	渡部茂 左京淳一
	佐渡スポーツハウス	寺尾康雪	南佐渡中	河内司 葛西和也
	赤泊中	佐渡ソフトテニス連盟		

③ 卓球

会場	内海府中・両津中・高千中・真野中・松ヶ崎中			
活動日	9/16(土)	10/14(土)	11/18(土)	12/16(土) 1/20(土)
	2/17(土)	3/16(土)		
時間	9:00～12:00 ※高千中は8:30～11:30、真野中は15:00～17:00			
代表指導者	内海府中	近藤勇毅	両津中	丹穂沙耶香
	高千中	村上正樹	真野中	若林昭宏
	松ヶ崎中	川上大地		

④ バスケットボール

会場	両津中・相川中・畑野中・南佐渡中			
活動日	9/18(祝)	10/15(日)	11/19(日)	12/17(日) 1/21(日)
	2/18(日)	3/17(日)		
時間	いずれの会場も9:00～12:00			
代表指導者	両津中	石川覚	相川中	石川直人
	畑野中	大倉芳隆	南佐渡中	濱田生太

⑤ バドミントン

会場	前浜中・高千中・金井中・南佐渡中				
活動日	9/16(土)	10/14(土)	11/18(土)	12/16(土)	1/20(土)
	2/17(土)	3/16(土)			
時間	9:00～12:00 ※南佐渡中は18:30～21:30				
代表指導者	前浜中	日和山善久	高千中	前田俊一	
	金井中	本間紀子	南佐渡中	舘巖勝	

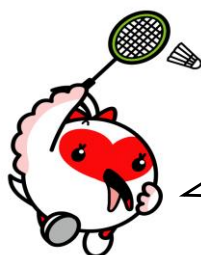
⑥ バレーボール

会場	畑野小				
活動日	9/17(日)	10/15(日)	11/19(日)	12/17(日)	1/21(日)
	2/18(日)	3/17(日)			
時間	9:00～12:00				
代表指導者	中山祥之 北修介				

⑦ 野球

会場	両津球場・佐和田中・金井中・新穂中・畑野中・真野運動広場・南佐渡中				
活動日	○佐和田中・新穂中・真野運動広場				
	9/16(土)	10/14(土)	11/18(土)	12/16(土)	1/20(土)
	2/17(土)	3/16(土)			
	○両津球場・金井中・畑野中・南佐渡中				
	9/17(日)	10/15(日)	11/19(日)	12/17(日)	1/21(日)
	2/18(日)	3/17(日)			
時間	9:00～12:00 ※両津球場・金井中・南佐渡中は13:00～16:00				
代表指導者	両津球場	伊藤奨悟	佐和田中	和田翔士	
	金井中	和田貴史	新穂中	土屋貴伸	
	畑野中	速寿 光	真野運動広場	臼木省三	
	南佐渡中	高野圭一			

※参加人数や指導者の都合等により、中止や日程・会場の変更、人数調整を行う場合があります。



スキルアップを
目指そう!

楽しく体験しよう!



(2) エンジョイ型

期日	9/17(日)	10/15(日)	11/19(日)	12/17(日)	1/21(日)	2/18(日)	3/17(日)
種 目 や 会 場 ・ 指 導 者 な ど	マリンスポーツ (レジャー、カヤック等)	トレッキング	水 泳	水 泳	スキー	スキー	陸 上 (長距離)
	加茂湖畔ハウス	未定	スポーツハウス	スポーツハウス	平スキー場	平スキー場	陸上競技場
	13:00～16:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	13:00～16:00
	佐渡マリン スポーツスクール	山岳会	水泳連盟	水泳連盟	スキー協会	スキー協会	陸上競技協会
	ゴルフ	サッカー	サッカー	武道 ※選択制 柔道 剣道 空手	ダンス (ヒップ ホップ)	ダンス (ヒップ ホップ)	自転車
	とぎの郷 ゴルフクラブ	陸上競技場	陸上競技場	ヒルトップ アリーナ	アミューズメント佐渡	アミューズメント佐渡	未定
	9:00～12:00	13:00～16:00	13:00～16:00	13:00～16:00	13:00～14:30	13:00～14:30	13:00～16:00
	ゴルフ連盟	サッカー協会	サッカー協会	柔道連盟・剣道連 盟・空手道連盟	若林素子	若林素子	ゴールデン アイビス
	華 道	能 楽	美 術 (絵画)	写 真 (写真の撮り方)	民 謡 (歴史、唄、踊り等)	イラスト (ポスター制作)	民 謡 (歴史、唄、踊り等)
	佐渡中央会館	金井能楽堂	佐渡中央会館	佐渡中央会館	金井コミュニ ティセンター	佐渡中央会館	金井コミュニ ティセンター
	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00
	池坊佐渡支部 村田喜之	佐渡能を語る会 近藤利弘	杉澤亮	伊藤善行	佐渡民謡活性化 実行委員会	杉澤亮	佐渡民謡活性化 実行委員会
	人形芝居	鬼太鼓	競技かるた (百人一首)	茶 道	クラシックギター	佐渡探究 ★ (海編)	茶 道
	ときわ館	アミューズメント佐渡	金井コミュニ ティセンター	佐渡中央会館	アミューズメント佐渡	佐渡中央会館	佐渡中央会館
	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00	9:00～12:00
	常盤座	NPO法人 佐渡芸能 伝承機構 松田祐樹	佐渡百人一首 かるた協会	裏千家淡交会佐渡支部 学校茶道連絡協議会	久保誠一	佐度学センター	裏千家淡交会佐渡支部 学校茶道連絡協議会

※参加人数や指導者の都合等により、中止や日程・会場の変更、人数調整を行う場合があります。

※体験内容は初心者を中心に置いた内容です。サッカーなど2回実施する種目は連続する内容ではなく、それぞれ同内容の活動になります。

※各種目の詳しい活動内容や、当日の持ち物などの留意事項については、別途申込者へご連絡します。

★佐渡探究（海編）は佐渡自然共生科学センター臨海実験所に行き、佐渡の海洋生物について探究します。

6. 年会費

1,000円 ※お支払方法については、後日、ご案内いたします。

7. 申込方法

8月11日（金）までに、以下の二次元コードからお申込みください。

※二次元コードからの申し込みができない場合は、学校から申込書
をもらい、記入後、学校へ提出してください。



【問い合わせ】

佐渡市教育委員会社会教育課
TEL： 0259-58-7356

佐渡市地域クラブ活動 Q&A



佐渡市地域クラブ活動はこんな活動！

○部活動とは違うの？

部活動とは違って学校の教育活動ではなく、地域の活動です。部活動と同じ種目があっても活動内容は異なります。また、既存のスポーツクラブとも違い、佐渡市で初めて実施する『休日限定の』活動です。生徒がやってみたいと思う種目に取り組み、楽しく活動ができる機会を用意したものです。競技力の向上やチームとしての勝利を目指すことのみを目的とはしていません。多様な運動活動や文化活動を用意し、全ての生徒が学校の枠を超えて希望する取組に参加することができる活動です。

○部活動はどうなるの？

今年の 9 月以降、学校の部活動は、少なくとも毎月第 3 日曜（前日の土曜日も含む）には原則行いません。令和 6 年度は月 2 回、令和 7 年度は月 3 回、令和 8 年度には全ての土日の部活動は実施しません。それに合わせて地域クラブ活動の実施日を段階的に増やしていく計画です。平日の部活動については継続して行われます。

○今、所属している部活動の種目を選択するの？

地域クラブ活動は、部活動とは違う活動です。自分が取り組みたい種目を選択して活動することができます。したがって、今、野球部に所属していて卓球をやってみたいと思ったら卓球を選択することができます。会場についても同様で、自分の学校と違う会場を選択することができます。自分の意思を大切に活動することができるのが地域クラブ活動です。

○初心者でも活動できるの？

申込書にはその活動の経験年数を記載する項目があります。その経験年数は、指導者に参加者の実態としてお伝えします。その参加者の実態を考慮して指導内容を考えてくれるように依頼しています。初心者でも 1 から丁寧に教えてくれることと思います。

○午前と午後の 2 回参加することはできるの？

今年度は月 1 回の活動で、午前と午後や土日に種目が分かれていても参加はどちらか 1 回のみです。また、生徒の心身の疲労を考慮し、1 日 3 時間以内の活動となっています。

○参加しなくてもいいの？

地域クラブ活動は、生徒の自由意思に基づいた活動です。参加の有無については生徒の判断で決定してください。

○1 回申し込んだらその活動を続けなければならないの？

「やってみたら思っていた活動ではなかった。」「やっぱり違う会場でやってみたい。」「スキップ型を選んだけれど、やっぱりエンジョイ型にしたい。」地域クラブ活動はどの生徒にとっても初めての体験です。やってみることによって初めて気が付くことも多いはずです。そんな時は、変更届を出すことによって違う活動を選択することができます。変更手続きの方法については、後日参加決定通知とともにお知らせします。

○種目や活動を変更したらまた年会費 1,000 円が必要なの？

変更届を出しても年会費の1,000円は必要ありません。1回の参加でも年間最高の7回であっても年会費の1,000円は変わりません。初回に納付書にて支払っていただくことによって今年度中は新たな会費の徴収はありません。ただし、種目によっては別途費用が必要になる場合があります。(スキーウェアをレンタルした場合 等)

○けがをした時の保険は大丈夫なの？

佐渡市が国県の補助金等を活用して参加者全員分の保険に加入します。保険は各学校で加入している保険とほぼ同等の補償があります。

○だれが教えてくれるの？

地域の指導者です。その活動や種目に精通している方やその種目の協会や連盟、団体に相談して地域クラブ活動に協力してくれる人をお願いしています。また、学校の教職員の中でこの取組に参加したいと希望した方にも指導者としてお願いする場合があります。指導者には研修会への参加と「安全管理マニュアル」や「指導の手引き」を基に、指導者としての資質や能力を向上していくための取組も計画しています。

○部活動と違う種目を選ぶと新たに道具を用意しないといけないの？

基本的には最低限の道具は用意していただく必要がありますが、教育委員会では市民に対して道具のリユース募集を考えています。各種目に必要な道具(グローブやラケット、楽器等)について各家庭で使うことがなくなったものを提供してもらいます。必要数の道具が集まれば新たに購入しなくても大丈夫です。

○部活の大会とかぶったらどうするの？

平日の部活動は継続して行われます。部活動の大会を優先にさせていただいてかまいません。

○悪天候の時はどうなるの？

悪天候等により実施が不可能な時にはメールにて参加者に中止の連絡をします。

○送迎はどうするの？

送迎が必要な場合は保護者の責任でお願いします。



佐渡市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

令和5年5月24日

教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 佐渡市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を図り、中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に取り組むため、佐渡市地域クラブ活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動（地域が運営主体となって実施されるスポーツ・文化活動をいう。）の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とし、更新は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進協議会の会議で協議された事項の企画、調整及び実施を図るため、推進協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、推進協議会が推薦した者及び会長が必要と認めた者をもって充てる。

- 3 部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における後任部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集する。また、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

(事務局及び庶務)

第8条 推進協議会の事務局は、学校教育課に置き、必要な庶務を処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年5月24日から施行する。
- (会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後の最初の会議の招集は、第6条1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

佐渡市地域クラブ活動推進協議会委員名簿

No.	氏名	団体等	備考（役職等）
1	伊藤 修	一般財団法人佐渡市スポーツ協会	専務理事
2	宇治 美德	一般財団法人佐渡文化財団	事務局長
3	長尾 謙治	佐渡市中学校長会 会長	佐渡市立佐和田中学校
4	岩崎 浩史	佐渡市中学校体育連盟 会長	佐渡市立新穂中学校
5	金子 典央	佐渡市小中学校PTA連合会 会長	赤泊中 PTA 会長
6	濱辺 祐	佐渡市小中学校PTA連合会 副会長	金泉小 PTA 会長
7	金子 春人	有識者	スポーツ関係者
8	池田 智真	有識者	音楽関係者

事務局

No.	氏名	役職
1	香遠 正浩	佐渡市教育委員会 教育長
2	鈴木 健一郎	佐渡市教育委員会 教育次長
3	磯部 伸浩	佐渡市教育委員会 教育次長、教育総務課長
4	市橋 秀紀	佐渡市教育委員会 教育次長補佐、社会教育課長
5	柳澤 正二	学校教育課長
6	本間 智英	学校教育課 管理主事
7	濱崎 賢一	学校教育課 課長補佐
8	小田 俊裕	学校教育課 指導主事
9	鶴間 基宏	社会教育課 課長補佐
10	向山 正則	社会教育課 佐渡学センター長
11	高橋 敏直	社会教育課 社会体育係長
12	坂井 一美	社会教育課 教育指導主事
13	河野 充	社会教育課 地域クラブコーディネーター
14	後藤 留美子	社会教育課 地域クラブコーディネーター

<参考情報>

令和2年9月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 文部科学省
(https://www.next.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf)

令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 文部科学省
(https://www.next.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatep04/list/1405720_00014.htm)

令和5年2月 「地域スポーツクラブ活動制度設計の手引き」 新潟県教育委員会
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hokentaiiku/tebiki04.html>)

令和5年3月 「新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）の方針」 新潟県教育委員会
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hokentaiiku/hosin.html>)

「地域文化クラブ活動制度設計の手引き」 新潟県教育委員会
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/363968.pdf>)

○佐渡市地域クラブ活動推進計画策定年月日 令和5年8月29日
令和7年2月17日 一部改正